

株式会社 NJS 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年1月1日～令和6年12月31日まで

2. 内容

目標1 : 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を11%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

●令和5年1月～ 育児休業取得を推進するため、社内での広報を行う。

目標2 : 全社員の年次有給休暇の取得日数を、年間平均6日以上とする。

(算定期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日とする)

<対策>

●令和5年4月～ 年次有給休暇を促進するため、社内での広報を行う。